

2. 子ども・子育て支援法の改正—仕事・子育て両立支援事業の創設—

改正の背景

待機児童の解消を目指し、2013（平成25）年度から2017（平成29）年度末までに40万人分の保育の受け皿確保することを目標とした待機児童解消加速化プランに取り組んでいたところであるが、今後、25～44歳の女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、整備目標を上積みし、50万人分を整備することとした。

また、従来の子ども・子育て支援に加え、夜間・休日勤務のほか短時間勤務の非正規社員など多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立に対する支援が求められている。

このような状況を踏まえ、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案を2016（平成28）年2月9日に閣議決定、国会に提出した。

同法案は、衆議院では、「政府は、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする」と等の内容とする修正が行われ、3月31日の参議院本会議で可決・成立し、同年4月1日に施行した（平成28年法律第22号）。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の具体的な内容は、以下のとおりである。（第1-2-14図、第1-2-15図）

第1-2-14図 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要

- **一億総活躍社会「夢をつむぐ子育て支援（第二の矢）」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充**
 - ・ 待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。
 - ・ これを受け、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずる。
 - ・ これにより、**事業主拠出金制度を拡充し、最大5万人の保育の受け皿の整備**など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

【概要】

1. 仕事・子育て両立支援事業の創設

- 政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設する。
注） 仕事・子育て両立支援事業については、全国的な事業主の団体の意見を聴きながら実施。

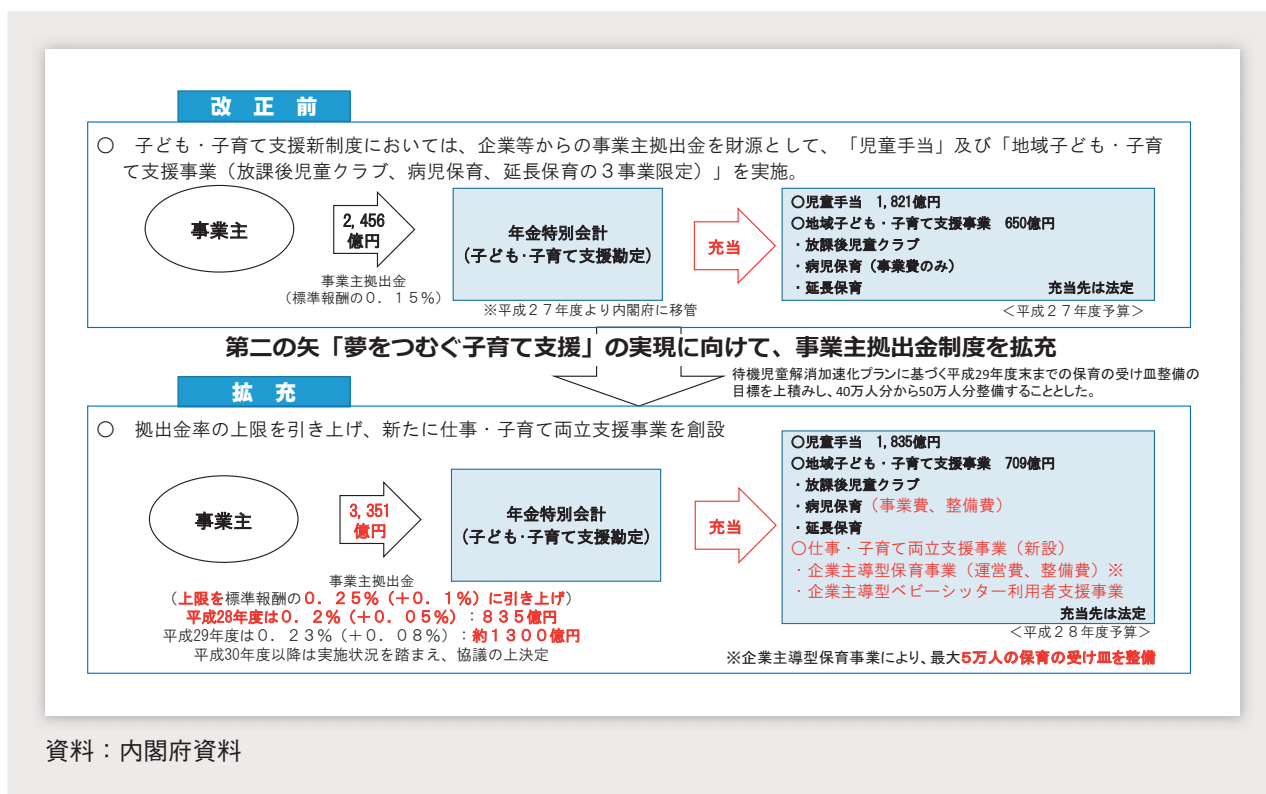
2. 事業主拠出金の率の引き上げ等

- 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加する。
注） 現行では、児童手当事業及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の財源として厚生年金保険料等と併せて徴収。
- 事業主拠出金の率の上限を1,000分の1.5以内から1,000分の2.5以内に引き上げる。
※ その他、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の一部改正（年金特別会計の子ども・子育て支援助定の歳出項目に仕事・子育て両立支援事業費を追加する等）等を行う。

【施行期日】平成28年4月1日

資料：内閣府資料

第1-2-15図 子ども・子育て支援新制度と事業主拠出金



仕事・子育て両立支援事業の創設

政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができることとするとともに、全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができることとした。

なお、仕事・子育て両立支援事業の具体的な内容としては、企業主導型保育事業と企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を行うこととしている。

事業主拠出金の率の引き上げ等

一般事業主から徴収する拠出金の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加するとともに、拠出金の率の上限を1,000分の2.5以内に引き上げること等とした。

2016(平成28)年度においては、拠出金率を1,000分の2と定めている。拠出金の引き上げにより得られた財源を活用し、仕事・子育て両立支援事業を行うとともに、地域子ども・子育て支援事業における病児保育事業を拡充し、新たに施設整備等に係る費用の補助、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し病児を保育するために必要となる看護師雇上費等の補助を行うこととしている。

企業主導型保育事業について

企業主導型保育事業は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的としている。(第1-2-16図)

本事業は、①週2日程度就労などの多様な就労形態に対応した保育サービスも対象とすること、②複数企業による共同利用を可能とするなど柔軟な実施を可能とすること、③延長・夜間・休日等の多様な保育を必要に応じて実施することなどを特長としており、この事業により、最大5万人の保育の受け皿を確保することとしている。

また、保育施設の整備費・運営費ともに認可施設並みの水準の助成を行うこととしており、中小企業などこれまでは設置が困難であった企業においても設置しやすい仕組みとしている。

さらに、助成の対象となる施設の保育士等の職員の配置についても、地域型保育事業（事業所内保育事業や小規模保育事業等）の基準を参考に定めること等により、保育の質を確保することとしている。

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業は、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のために実施する研修、啓発活動を行うことにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的としている。

このうち、利用料金への助成については、2016（平成28）年度においては、補助額を1家庭1回の利用につき2,200円（多胎児2人の場合は9,000円、多胎児3人以上の場合は18,000円）とする予定である。また、補助額に対する企業の負担割合について、大企業10%に対し、中小企業を5%とするなど、中小企業も制度を活用しやすい設計としている。

仕事・子育て両立支援事業の周知・実施

仕事・子育て両立支援事業は、5万人程度の保育の受け皿を確保するとともに、多様な働き方に応じた多様な保育サービスを提供することにより、子ども・子育て支援の提供体制を充実するものである。待機児童の解消などを早期に進めるため、制度の周知を行うとともに早期の事業の実施に努めている。

保育園が会社にあると安心して働ける。



保育園を会社につくらせ、従業員がイキイキ。



**「会社がつくる保育園」
新たな助成制度が
はじまります。**

従業員の多様な働きを
応援できる。



地域の企業が共同で
つくることもできる。



**従業員のための保育園をつくりませんか？
設置・運営の費用を
【企業主導型保育事業】で助成します。**

- 敷地・建物に法人の所有権や賃借権がなくても申請できます。 (保育・教育、土留の確保、耐震性・防火性能の向上)
- 複数の企業が共同で設置することもできます。
- 法人間の共同利用や地域住民の予約の取扱いが可能です。
- 運営費一部助成について、認可施設との取組が受けられます。

- 法人別 事業用・法人別、1法人1事業所、1事業所、法人1事業所のみの場合 (法人別・法人別共同利用)
- 法人別 法人別、法人別、法人別、法人別共同利用
- 法人別 法人別、法人別、法人別共同利用
- 法人別 法人別共同利用、法人別共同利用、法人別共同利用
- 法人別 法人別共同利用、法人別共同利用、法人別共同利用

- 法人別・法人別共同利用・法人別共同利用の場合、申請は法人別共同利用で行います。申請は法人別共同利用で行います。申請は法人別共同利用で行います。



企業主導型保育事業のメリット

- 設置費・運営費の一部を助成
- 法人別・法人別共同利用・法人別共同利用
- 法人別・法人別共同利用・法人別共同利用
- 法人別・法人別共同利用・法人別共同利用

内閣府 企業主導型保育事業の推進・普及を支援する
企業主導型保育事業がスタート!



企業主導型保育事業の推進・普及を支援する
企業主導型保育事業の推進・普及を支援する
企業主導型保育事業の推進・普及を支援する



資料：内閣府資料